

公布された条例のあらまし

◇奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和七年十一月二十日から施行することとした。